

大田区里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用助成について

里帰り先等の他道府県の医療機関や、都内契約医療機関以外で妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診、新生児聴覚検査（以下「妊婦健康診査等」といいます。）を受診する際には、お渡しした受診票が利用できず、全額自己負担になります。このような場合に、支払った金額の全額あるいは一部を助成する制度がありますので、領収書（明細書も）や妊婦健康診査受診票等は、申請時まで大切に保管してください。

1 助成対象及び対象者

- （１）妊婦健康診査等の受診時に、区内に住民登録があること。
- （２）都内契約医療機関以外の医療機関等（以下「契約外医療機関等」といいます。）において、妊婦健康診査等を自己負担で受診した方であること。
- （３）母子健康手帳交付日以降の妊婦健康診査等が対象です。ただし、区外で母子健康手帳の交付を受けた方は、大田区転入日以降の妊婦健康診査等が対象です。

2 申請期間

最後の妊婦健康診査等を受診した日から一年間を経過する日の前日まで（土・日・祝の場合はその前日まで）

3 手続きに必要な書類等

- （１）申請書類（健康づくり課・地域健康課・特別出張所・本庁舎１階母子健康手帳受付（夜間・休日）窓口で配布してます。）
 - ア 大田区里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用助成申請書
 - イ 支払金口座振替依頼書（依頼人と口座名義は同一としてください。）
 - ウ 請求書
 - エ 委任状（申請者以外の口座へ振り込む場合に必要です）

※申請書の申請者は妊婦健康診査を受診した方となります。

※氏名の訂正はできません。

※消せるボールペンは使用できません。

※申請書類は申請窓口にも用意しています。申請手続きの際に記載することも可能です。

ただし、以下の（２）～（５）は必ず持参してください。

※申請書類は大田区ホームページからもダウンロードできます。
- （２）母子健康手帳（コピー可） コピーの場合は表紙・妊娠中の経過・出産の状態・検査の記録（新生児聴覚検査）のページを原寸大でお願いします。
- （３）未使用の「妊婦健康診査受診票（１回目水色、２～１４回目黄色）」、「妊婦超音波検査受診票（４回白色）」、「妊婦子宮頸がん検診受診票（桃色）」及び「新生児聴覚検査（白色）」
- （４）契約外医療機関の領収書（**原本**） 窓口でコピーし、その場で返却します。内訳書や明細書が発行されていれば、一緒にお持ちください。

※医療機関に領収書の内容を確認する場合がありますので、ご了承ください。

※新生児聴覚検査は単独の領収書がない場合、出産時の入院費用の領収書に含まれていることが多いので、明細をお確かめください。

裏面もご覧ください。



(5) 申請者の印鑑（朱肉を使用するもの） スタンプは使用できません。

申請者以外の口座へ振込みを希望する場合は、委任状が必要です。委任状の申請者と受任者は別の印鑑で押印してください。

(6) お振込先の金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもの（キャッシュカード、通帳等）

4 助成の範囲

(1) 助成回数は、受診した妊婦健康診査等のうち受診票を利用できなかった回数。

(2) 日本国内での受診に限ります。

(3) 助成限度額

契約外医療機関等で受診した妊婦健康診査費用を下表の助成限度額の範囲内で助成します。契約外医療機関等に支払った額が、助成限度額以下の場合は支払った金額を限度額とします。

【助成限度額表】

	受診日が R5. 4. 1 から R6. 3. 31 まで	受診日が R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	受診日が R7. 4. 1 以降
妊婦健康診査 1 回目	10,880 円まで	10,980 円まで	11,280 円まで
妊婦健康診査 2 ～ 14 回目	5,090 円まで	5,140 円まで	5,280 円まで
妊婦超音波検査 1 ～ 4 回目	5,300 円まで	5,300 円まで	5,300 円まで
妊婦子宮頸がん検診	3,400 円まで	3,400 円まで	3,400 円まで
新生児聴覚検査	3,000 円まで	3,000 円まで	3,000 円まで

※受診年度及び限度額改定により助成限度額が変わることもありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 健康保険が適用された妊婦健康診査等は、助成の対象外です。

(5) 都内契約医療機関等で受診票を利用しなかった場合は、助成の対象にはなりません。

5 助成の決定

申請内容に基づき審査を行い、助成額を決定し、ご指定の口座に助成金を振込みます。
決定内容は、郵送により通知します（通常 1～2 か月後）。

6 申請先・問い合わせ先

大田区健康政策部 健康づくり課 管理担当 〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所 6 階 窓口 12 番 （電話 03-5744-1661）

※申請受付は、上記窓口のみです。来庁が困難な場合は、上記担当にご相談ください。
地域健康課・特別出張所では、申請を受付けませんのでご注意願います。